

「補充講師等希望者登録されるみなさまへ」

## 公務員の服務規律について

公務員は全体の奉仕者としての性格を有することから、民間企業の場合とは異なった服務規律が定められています。具体的には地方公務員法により、次のようなものが規定されています。

学校に勤務する補充講師等であっても、これらの規定が適用されます。

補充講師等として任用された場合には、これらの服務規律を遵守し、自らの行動が公教育への県民の信頼や児童生徒の人格形成に多大な影響を与えることを常に自覚して、公私を問わず、規範意識や倫理観をもって行動していただく必要があります。

### 1 サービスの基本基準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(地方公務員法第30条)

### 2 サービス義務

#### ①職務上の義務

ア 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）

イ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）

#### ②身分上の義務

ア 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）

イ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）

ウ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）

エ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）

オ 営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

### 3 教育公務員として

教育公務員は、児童生徒の人格形成に携わる使命を有します。それゆえ、常に自己の職責を自覚し、児童生徒・保護者の信頼に応えるため、絶えず研鑽に努めなければなりません。また、その行為の与える影響が大きいことを自覚し、職務外にあっても責任ある行動が求められます。

#### 教育公務員としての留意事項

① 勤務時間の内外を問わず、常に教育に携わる教職員としての自覚と品位の保持に心がける。

② 勤務時間の厳守、勤務時間中の服務規律の遵守に努める。

③ 体罰は、決して許される行為ではない。部活動指導、学習指導等において、絶対に体罰をしない。

- ④ 課外活動等における児童生徒の指導・引率に際しては、常に教職員としての立場を自覚し、児童生徒や保護者等の信用を失墜させることのないように留意する。
- ⑤ 教職員間や児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等により、個人の尊厳や人権を侵害したり、就業環境や就学環境を悪化させたりしないように留意する。
- ⑥ 常に公私の区別を明らかにし、職務に関わる業者、保護者からの金品の贈答・接待・便宜供与等を受けることのないようにする。
- ⑦ 保護者や地域住民に対して真摯な態度で臨み、信頼を失わないようにする。
- ⑧ 個人情報流出には十分注意する。
- ⑨ 自動車等を運転する場合は、シートベルトの着用や法定速度を守るなど、交通法規を遵守して安全運転を心がける。(特に飲酒運転は極めて反社会性の強い行為であり、決して許されるものではないことを認識する。)